

医療法人等の所得金額計算書（第 2 号様式）記載の手引

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する際に法人税法施行規則様式別表4（写）（以下「別表4」といいます。）、貸借対照表及び損益計算書を添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

 - (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
 - (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の適用を受ける場合
法人の事業税の申告書「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5をいいます。以下同じ。）の「備考」欄にその旨の記載をするとともに所得計算についての明細書を添付してください。
 - (3) 社会保険診療に係る所得金額とその他の所得金額とを明確に区分して経理している場合
医療法人等の所得金額計算書（別記第3号様式）を用いて計算してください。
- 2 ①の欄は、法人の事業税の申告書「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑱」の金額を記載します。

なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額を朱書するか又は当該金額に△印を付して記載します。
- 3 ②の欄は、総所得金額の算定上、益金又は損金の額として計算した土地又は土地の上に存する権利の譲渡収入から取得費及び譲渡費用を控除した後の金額を記載します。

なお、譲渡収入には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めないでください。

「譲渡費用」は次のものをいい、譲渡資産の修繕費、固定資産税その他その資産の維持又は管理に要した費用は含まれません。

 - (1) 譲渡に際して支出した仲介手数料、運搬費、登記若しくは登録に関する費用その他当該譲渡のために直接要した費用
 - (2) 借家人等を立ち退かせるための立ち退き料、土地等を譲渡するためその土地の上にある建物等の取壊しに要した費用
 - (3) 既に売買契約を締結している資産をさらに有利な条件で他に譲渡するため当該契約を解除したことに伴い支出する違約金その他の当該資産の譲渡価格を増加させるため当該譲渡に際して支出した費用
- 4 ⑨の欄は、③又は④の欄の金額に⑥の欄の金額を乗じた金額を⑦の欄の金額で除した金額を記載します。

なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときはこれを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。算定した所得金額は法人の事業税の申告書「所得金額に関する計算書」の㉔の欄に記載します。
- 5 「社会保険診療等に係る収入金額」の欄は、法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。
 - (1) 保険者から支払いを受けるべき金額
 - (2) 被保険者から支払いを受ける一部負担金（家族療養費分を含みます。）又は初診料
 - (3) 老人医療費について、その医療費の一部を対象者又は被保険者に代わって、市町村が医療法人等に支払った金額
 - (4) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されます。（詳細は、別添の介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分を参照）
- 6 「その他の収入金額」の欄は、当期分の収入金額のうち社会保険診療等に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。
 - (1) 「介護保険法」欄は、上記5(4)に該当する収入すべき金額を除いた収入すべき金額を記載します。
 - (2) 「自費診療収入」欄は、自費診療に係る収入のほか、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分のうち医療費等として収入すべき金額も含めます。
 - (3) 「健康診断、予防接種等受託医療収入」欄は、学校又は事業所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額をいいます。
 - (4) 「入院料、ペット代差額収入」及び「患者、付添人食事代収入」欄は、健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもののほかに患者等から別途収入すべき金額をいいます。
 - (5) 「生産品販売収入」欄は、作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額をいいます。
 - (6) 「嘱託収入」欄は、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額をいいます。
 - (7) 「利子等及び配当等収入」欄は、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号から第8号までに規定する利子等の額（所得税額及び道府県民税利子割額控除前の額）を記載します。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額は含めません。
 - (8) 「使用料等収入」欄の例として次のような収入すべき金額を記載します。
 - ア 医療法人等の代表者、役員等に係る社宅等の使用料
 - イ 法人が負担した電気料、水道料、電話料の一部が当該法人の代表者等の個人使用分であるとして当該法人の代表者等から収入した金額

- ウ 法人所有の償却資産の減価償却費のうち代表者使用相当分として当該法人の代表者等から収入した金額
- エ 従業員に対する貸付金利息
- オ 老人保健施設における老人医療受給対象者に係る施設療養費以外の利用料
- カ 医療用品売却収入
- キ 洗濯料
- ク 駐車場使用料（従業員駐車場を除く。）
- ケ 医療設備機械を他の医療機関に利用させた場合等の収入

(9) 「補助金収入」欄は、医療保健業に係る事業を奨励するために支払われる補助金、委託料、協力料、手当など収入すべき金額を記載します。

(10) 「その他の収入」欄の例として次のような収入すべき金額を記載します。

- ア 製薬会社等から交付されたリベート（仕入割戻しを除く。）
- イ 製薬会社等からの旅行、忘年会等の協賛金
- ウ 治験薬収入
- エ 薬剤臨床研究協力費
- オ 医療相談収入
- カ 看護学校収入

7 次に掲げる金額は、医療保険業の総収入金額の計算上これに含めないでください。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (3) 従業員の福利厚生施設等の使用料（代表者、役員等から徴する場合を除く。）
- (4) 経費の戻入として認められる収入金額
 - ア 償却資産及び建物の売却収入金額等（取得価格を超える部分を除く。）
 - イ 生命保険及び損害保険の解約返戻金（所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第8号に該当する場合を除く。）
 - ウ 保険契約の転換に伴い生ずる雑収入（転換時精算配当金を除く。）
 - エ 企業年金精算高額割引金
 - オ 剰余分配金（保険割戻金）
 - カ 事業分量配当（出資配当又は預貯金に係るものを除く。）
 - キ 火災保険金等の物に係る損害保険金（保険の対象となった焼失等した資産の取得価格を超える部分を除く。）
 - ク 看護学校授業料等返戻金
- (5) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金を除く。）
- (6) 法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定を適用した補助金、医療保健業に係る事業を補填する性質の補助金、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する助成金、借り入れに対する助成金、などの額
- (7) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した金額
- (8) 他の法人に対し土地を無償譲渡した場合に、当該土地の時価と簿価の差額が雑収入として計上された場合の当該計上金額
- (9) 特定退職金共済制度による給付金相当額（事業主に支払われたもの）
- (10) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税取引に係る経理処理について、税抜経理方式を適用している場合の雑収入として計上された消費税等相当額
- (11) 債務免除益
- (12) 現金過不足

8 消費税等の取扱いについて、税込経理方式を採用している医療法人等（消費税等の免税事業者は除く。）の場合、「その他収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額に含まれる消費税相当額を「その他の収入金額に含まれる消費税額※税込経理方式の場合」欄及び「その他の事業の収入金額に含まれる消費税額※税込経理方式の場合」欄に記載し、控除してください。

9 別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、それぞれ加算又は減算してください。
なお、法人税の更正又は決定を受けた場合においても、更正等により加算又は減算した収入金額について同様にしてください。